

令和6年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和6年5月16日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年5月16日(木) 午前9時32分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	政策企画課長	森下 友幸
財政課長	鈴木 俊久	税務課長	長野 了

福祉課長 小澤貴代美 健康子ども課長 朝比奈礼子
産業課長 栗田俊助

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

- 議案第41号 専決処分の報告承認を求めることについて
議案第42号 専決処分の報告承認を求めることについて
議案第43号 専決処分の報告承認を求めることについて
議案第44号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第45号 令和6年度森町一般会計補正予算（第3号）

< 議事の経過 >

議長 (吉筋恵治君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年5月森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本臨時会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、8番中根信一郎君及び10番中根幸男君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、「報告事項について」、町長から「建設工事変更請負契約の締結について」「令和5年度森町水道事業会計予算繰越計算書について」「令和5年度森町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」以上、3件の報告が来ております。

サイドボックスに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第41号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただいま上程されました議案第41号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し

上げます。

令和6年度森町一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございますが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災市町への災害派遣のため、及び令和6年2月19日から20日にかけて発生した豪雨により被災しました公共施設等の復旧に早期の着手をするため、令和6年3月27日に専決処分を行ったものであります。

2月19日から20日にかけての豪雨は、連続雨量が大河内観測所での数値で、202ミリメートル、時間最大雨量については、大河内観測所での数値で、20日0時から1時に36ミリメートルを観測しており、猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,200千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,734,200万円とするものであります。

予算書6ページ、第2表地方債補正につきましては、被災した農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料の財源として、「農林水産業施設災害復旧事業」を追加し、限度額を定めるものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、9款1項5目災害対策費2,200千円のうち職員諸手当693千円につきましては、災害派遣に携わる職員の時間外手当及び特殊勤務手当でございます。

普通旅費1,407千円につきましては、職員の宿泊費、交通費や日当でございます。

燃料費100千円につきましては、給水車等のガソリン代でございます。

11款1項2目林道災害復旧費19,000千円につきましては、林道明ヶ島線、大尾大日山線、不動沢線の3路線の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、20款1項1目繰越金8,900千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款1項8目災害復旧債12,300千円につきましては、被災した林道施設の災害復旧工事に係る測量設計業務3か所分に対する農林水産業施設災害復旧債でございます。

以上が、専決処分にかかる令和6年度森町一般会計補正予算(第1号)の内容であります。

よろしく御審議のうえ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川 岸 和 花 子 君) 説明書7・8ページ、防災課の災害派遣ですけれども、いつ、どちらに何人派遣というのを、これからの予定なのか、詳しいことを教えてください。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

9款1項5目災害対策費0003災害派遣事業費2,200千円の内容について、いつどこに何人派遣をするかという御質問でございますが、3月時点におきまして、静岡県から派遣要請がございました。

要請内容について、何人派遣するか検討しまして予算計上させていただいているところでございます。

内容につきましては、避難所の運營業務についての派遣で10人分を計上しております。あと、給水支援業務ということで水道関係の派遣で二人分を計上しており、合計で2,200千円というところでございます。

現在までの実績でございますが、静岡県町村会からの要請により、4月12日から4月19日の8日間に石川県穴水町へ防災課職員

一人を避難所運営支援ということで派遣しております。

今後の派遣要請につきましては、まだ不明な点がございますが、要請に対応した予算を計上しているということでございます。

当初の派遣予定先でございますが、石川県穴水町ということで、実績としましても、防災課職員一人を穴水町へ派遣をしたということでございます。

続いて給水支援でございますが、石川県珠洲市、七尾市又は輪島市を想定をしております、それぞれの箇所では給水支援を行うという予定で計上しております。以上です。

議長
5番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 10人分の避難所運営業務と二人分の給水支援業務ということで、今の実績が職員一人ということで、これから要請があればそこに具体的にそこに対応していくという経緯でいいのかということ、給水支援として3か所挙げられてるということは、避難所運営とは関係ないというか、給水支援としていくのか、もうそこに計算されてるのかということを一応伺います。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 川岸議員のを再質問にお答えをさせていただきます。

給水車の支援につきましては、3月の段階で4月以降も続くということで予算を防災課で取ったものでございますけども、4月に入りまして、給水支援につきましては浜松市単独でずっと回していくというような連絡が来まして、4月以降森町から給水車の派遣というものは実施してございません。

それから避難所運営につきましては、4月に防災課職員を一人、避難所支援として派遣しましたけども、これについても避難所支援の縮小ということで4月末をもちまして静岡県町村会からの支援要請が終了しましたので、今後派遣する予定は現在のところございません。

ただ状況によりまして、改めて要請等があるかもしれないとい

議長
5番議員

うような状況ではございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 分かりました。

次の産業課の林道災害復旧事業ですけれども、3か所ということでそれぞれの場所とその規模、どれぐらいの工事規模になるのかということが分かればお願いします。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

先ほど提案理由で町長からの説明もありましたけども、3か所でございます。明ヶ島線、大尾大日山線、不動沢線の3か所になります。

まず最初に明ヶ島線でございますけども、亀久保のキャンプ場から亀久保の方へ行きまして、今通行止めでございますが、椋地から約5.3キロメートルぐらい行きますと明ヶ島キャンプ場がございます。その明ヶ島のキャンプ場から2キロメートルぐらい行ったところが明ヶ島線の起点となります。被災箇所につきましては、その起点から約2.2キロメートルぐらいの場所が被災となっております。

被災箇所から奥へ800メートルぐらい行きますと、タイラ沢の滝の入り口になる場所になります。

規模につきましては、令和4年度災害、台風15号の災害復旧をしていた場所になります。

補強土壁工事による路帯の復旧工事を実施していたわけですけども、豪雨によりまして崩土が発生いたしまして、被害が拡大したということでございます。補強土につきましては19段積む予定のを設計工事になっておりますが、5段積んだところで、上から崩土が流れ落ちてきて工事がストップしているという状況でございます。

事業規模の正確な数字的なものは今、設計業者をお願いをして

いるところでございます。

それから大尾大日山線でございますけども、大鳥居の蔵雲橋がありますが、そこが大尾大日山線の起点となっております。それから登っていただきまして、元焼却場の方へ上がっていただいて、掛川地内を通りまして、約15.2キロぐらい行った場所の嵯塚地内になります。こちらの大尾大日山線でございますが、森町、掛川市、島田市、浜松市の広域基幹林道といたしまして、県営で今整備をしているところでございます。

今回被災となった場所につきましては、国有林内の山が崩れてしまったということで、平成29年に県営事業で県から町に譲与を受けた場所となっております。規模につきましては、大体延長95メートルから100メートルぐらい、高さについては、山側が大体45メートルから50メートルぐらいの山が崩れているのではないかなというところでございます。

先ほどの明ヶ島線ですけども、被災延長につきましては、大体30メートルから35メートル、法面の高さにつきましては大体23メートルから25メートルぐらいで、ちょっと正確な数字ではないですが、そのぐらいの山が崩れてしまったというところでございます。

それから最後の不動沢線でございますけども、県道大河内森線の太田川ダム事務所の手前のトンネルを抜けたところから大河内方面に向かいまして、約3.7キロメートルぐらい行ったところの場所になります。

こちらにつきましては、林道不動沢線の入口のところに、百年橋という橋があるわけでございますけども、その橋の橋りょうの土台が川の水で洗掘されてしまったということでございます。延長としては、5メートルぐらいではないかなと考えております。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) ただいまの林道の災害復旧工事について、今一度お聞きしたいと思います。

3路線の被災現場、被災状況等は今お聞きしましたから、その辺の説明は結構でございます。

3路線で行われます測量設計業務の内容そのものが、例えば原状復帰を目指すためのものなのか、それとも被災現場をさらに強化するための測量等の業務も含んでいるのか、その点の説明をお願いいたします。

議長
産業課長

(吉筋恵治君) 産業課長。

(栗田俊助君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

設計業務の内容ということでございますけども、林道施設の被災状況の把握と復旧方法の選定、復旧事業の算出ということで基本的には現状復旧ということで、設計をしていただくように考えております。

また、災害発生後、中遠農林事務所職員と一緒に現場を見ていただいて、復旧方法はこのような形が一番妥当ではないかというようなことで話をさせていただいて、その内容について、現状復旧ということで今設計をしていただいているという形になります。以上です。

議長
3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 主には被災の状況把握や現場復旧を目指したものでということで今お聞きいたしました。

しかしながら今回の3路線につきましても、以前の災害で既に被害を受けている場所というところで、さらにまた同じような場所で起きたことですから、ただ復旧するという考えはどうかなどということもあると思うのです。

したがって、その場所をさらに強化するためにどうしたらいいかということも含めて業者等に設計依頼等をしてはどうかなど考えますがその点いかがでしょう。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現状復旧というのは基本的には林道の道の部分が同じように通れるようにするというので、路線につきましては、補強土壁で林道を作っておりますので、その補強土壁を直すような設計、それから佐藤議員の御質問にありますようにまた再度崩れてきてしまうことを防ぐということで、法面保護ということで今回非常に高さがありますから、法面保護について、できるだけ頑丈にと設計を加えさせていただいて、今後道に影響がないような法面保護ということで、設計をしていただくようお願いはしてございます。以上です。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。

8 ページ、防災課の災害派遣事業費のところですか。

派遣に行かれた職員は大変な苦勞だったかと思えます。

私も上下水道課の職員にちょっと話を聞く機会があって、どんな状況だったかということは大まかには聞いております。

派遣ですので被災者のお役に立てることが一番の目的ではありますが、そういう派遣に行くと、現地の様子を見て、実際に作業して、それがまた一つ、森町に持ち帰って森町にフィードバックする、そういうことがやはり一つ狙いというわけでもないですけれども重要なことだと思っております。

そういうことを行ってこういう作業しましたという単なる報告書だけでなく、今話しましたようにそういう派遣の経験を踏まえたことを森町の中で報告して共有しておられるのか、そういうこともされているのかお伺いしたいと思います。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

被災地への派遣でそれぞれの職員が行った業務について、フィ

ードバック、町での今後の災害対応に生かしていくような情報共有をしているかというような御質問かと思いますが、それぞれ派遣に行った職員は復命をして内容をまとめて供覧をして、防災課、総務課には供覧して内容を把握しているところでございますが、町全職員にそのようにフィードバック、全体で内容を把握しているかということについては現在行っておりません。

防災課につきましては、避難所支援に職員が行っておりますので、詳細にどのような内容を行ったかということをごそれぞれ行った職員から聞き取って内容を把握して、今後の避難所運営に活かしていこうということで話をしましたが、職員全体にそのような派遣先での業務を活かせること等地区防災班等、実際それぞれの指定避難所に職員が行って業務を行うわけですが、特に地区防災班を中心にそのように今後情報共有といいますか、活かせるような内容で考えていきたいと思っております。以上です。

議長
6番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 6番、岡戸です。

そういう現地での様子を書面でもよろしいので、庁内全体で共有することが大事かなと思っておりますので、今後そういう機会があれば検討をお願いしたいと思っております。

次に同じく8ページ、産業課の林道災害復旧事業ですけれども、今回は測量設計業務の委託ということですので、これからの話になるかと思っておりますけれども、概ね復旧工事をどのぐらいまでに完了するか、例えば秋口までに完了したいとか、今年度中には完了したいとか、そういった復旧のスケジュールがもし今の段階で出ていけば、少し聞かせていただきたいです。測量設計が出てからということであれば、それはそれで結構ですけれども、それをお願いいたします。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問にお答えいたします。

スケジュールの関係でございますけども、今設計業務をお願いをしております、それから公共災害に該当するようになればそれから公共災害の査定があります。

その後、工事着手ということでございますけども、規模が大きいものですから、今年度中のいつ発注というのをこれから見据えながら今後のスケジュールを立てていきたいと思っておりますので、いつまでというのは現時点ではちょっと言えない状況でございます。以上でございます。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 防災課の関係ですけども、能登半島地震はどのような現状かということに非常に関心があるわけですが、できれば議会へも報告をしていただけるとありがたいと思います。その辺いかがでしょうか。

それから産業課の関係ですけども、3件ございます設計業務の委託料がそれぞれいくらぐらいなのか、それによって災害の規模が分かると思っておりますので、もし分かれば教えてください。

議長
防災監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの西田議員の1問目の御質問にお答えします。

派遣職員についての議会への報告については、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長
町長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 少し補足をさせていただきますが、今回の災害支援の派遣については、県から県市長会、県町村会を通じてそれぞれの市町にこういう日程でこういう業務で何人派遣してもらえるかという要請があつて、森町もその要請に応えられる期間で職員を派遣しているわけですので、例えば上下水道課の職員を中心に水道関係で派遣したものについては、水源から給水車を使って指定避難所の給水施設に給水するというようなごく限られた業務です。

また防災課職員の派遣につきましても、避難所運営の中で、ある部分の役割を担って支援をするというものでありますので御承知のように、発災から日が経つにつれて避難者の皆さんの生活の状況、避難状況も日々刻々変わっていく中で、その一部分のある一時期の特定の業務に従事をするというものですので、なかなか全体の被災状況を把握するために、派遣をしているわけではないので、今回の活動状況を報告させていただくにしても、こういう状況の中でこういう業務をしてきましたというごく一部分の報告でしかないかと思えます。

そういったものが、議員の皆さんが求められている被災状況を知るということについて十分に御期待に応えられるかというところではないのではないかとに思っていますので、その辺はまた担当課と議会事務局で調整をさせていただいて皆さんに提供する情報が十分にあるとお考えられれば、そういった機会も設けていきたいと思えます。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

委託料はいくらかという御質問でございますけども、明ヶ島線と尾大日山線は同じ業者をお願いをしております。

明ヶ島線と大尾大日山線はちょっと崩れが大きく、人力での測量設計というのが非常に難しい場所になっておりまして、ドローンで測量をやっていただいております。こちら2か所で1,450万円。

不動沢線につきましては、河川協議等もありますけどもそちらも含めて450万円ということでございます。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) 2番、清水でございます。

まず一点目、先ほど産業課長から法面の補強については、そう

いう設計に依頼していくという答弁ありましたけども、この3路線のうち、全ての路線にそのようにちゃんと指示をしているのかお聞きします。

それからから二つ目、依頼があって被災地に給水や避難所運営に派遣されたということで、ある程度指示をして、できる限り状況報告できるぐらいのものにして欲しいというような指示がかかっているのかなと僕は思いましたけども、今の町長の答弁ですと、そういう指示はかかってないような気がしたのですが、その辺ちよっと確認をしたいと思います。

議長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

清水議員の御質問にお答えをしたいと思います。

明ヶ島線と大尾大日山線につきましては、道が崩土によって崩落したということになりますので、そちらの2か所につきましては法面等の対策も含めて設計業務をお願いをしております。

不動沢線につきましては、橋りょうの下の土台が洗掘されたところでございますので、そちらについては法面等の補強などそういったものはございません。以上でございます。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

派遣職員につきましては、先ほど言われているとおり要請が来て、決められた業務があって、具体的には現場に行って今日はこういう作業をここでやっていただきたいということでそれに応えるような形で、支援をしております。

それについては給水車の派遣についてもそうですし、避難所要請についても同様のことでございます。

その中で移動中に個人情報がある部分は除いて被災箇所の写真を撮ってくるというようなことは、一部ありましたけども、こちらとすると、具体的には避難状況をこちらに報告をしていただき

たいというよりも指示に従って支援をしていただきたいと。

その中で、今後森町が発災をしたときに、どういうことが活かせるのかというようなことをそれぞれ考えていただきたいという中で派遣をさせていただいておりますので、能登の被災現場がどうなっているのかという部分については、先ほども申しましたが移動中等々空いた時間に個人情報を除くような写真を一部撮ってきているという程度でございます。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) 災害の件は了解しました。

今、総務課長から答弁いただきましたけども、能登の地震というのは道が寸断されたというようなところもあったのであれば、森町がこれから来るだろうという大きな地震に対しての何かアドバイスをいただけるような内容かなと思ったのでありますけれども、その辺の派遣された人たちの感覚でも結構なので、やはりちょっとそれは報告なり僕らもいろいろとアドバイスをいただいて、地域の中で避難所を作るときに、参考にもしていきたいなと思いますので、そうするお考えはございますでしょうか。

議長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 先ほどの西田議員の御答弁でも申し上げましたように、災害復旧中の災害支援の中のある一時期のある一部分に対して職員を派遣してますので、そういった内容で議員の皆様要望に応えられる報告ができるかどうかについて、議会事務局と当局で調整をさせていただいて、必要ならば開催をさせていただくということで考えております。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第42号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第42号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度森町一般会計補正予算(第2号)の専決処分でございますが、令和6年5月26日執行の静岡県知事選挙に伴う、経費の計上に急を要したため、令和6年4月24日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,100千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,743,300千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ2款5項4目静岡県知事選挙費9,100千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でありまして、主なものにつきましては、各投票所及び期日前投票所における、投票管理者並びに立会人等の報酬815千円、投・開票事務に従事する職員諸手当3,320千円、選挙用ポスター掲示板等の消耗品費1,074千円、入場券の郵送料等の通信運搬費683千円、選挙用ポスター掲示場

設置及び撤去委託料784千円、開票用パソコンレンタル料等の投票所会場等借上料1,265千円等を補正計上したものであります。

次に5・6ページの歳入でございますが、16款3項1目総務費委託金9,100千円につきましては、県の静岡県知事選挙執行経費交付金であります。

ただ今、御説明申し上げましたように、歳出予算の全額について、県からの交付金によって賄われることを申し添えます。

以上が、専決処分にかかる令和6年度森町一般会計補正予算(第2号)の概要であります。

よろしく御審議のうえ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから、議案第42号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。
日程第6、議案第43号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第43号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和6年度地方税制改正の主な内容につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、個人の町民税について、定額による特別税額控除に係る規定を創設し、令和6年度分の個人の町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下、「特別税額控除対象納税義務者」といいます。)の所得割の額から町民税特別税額控除額を控除する措置等を講じるほか、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担について、調整措置を講じることとしているところであります。

それでは、各条例について、御説明いたします。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

まずは、先ほど、申し上げましたように、個人の町民税につきまして、定額による特別税額控除に係る規定を創設し、令和6年度分の個人の町民税に限り、「特別税額控除対象納税義務者」の

所得割の額から町民税特別税額控除額を控除することとしております。

また、定額による特別税額控除の措置を講じるにあたって、都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすること。

そして、普通徴収につきましては、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

さらに、特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収につきましては、均等割の額及び所得割の額ともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収すること。

なお、公的年金等に係る所得に係る特別徴収につきましては、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること、などの所要の措置を講ずることとしております。

次に、固定資産税につきまして、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担について、調整措置を講ずることとしておられるところであり、例えば、宅地等に係る固定資産税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額(以下「宅地等調整税額」といいます。)を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること等

の措置を講じることとしております。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の負担について、調整措置の年度更新を講じる等の改正を行うものであります。

また、地方税法の改正に伴い、引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、低所得者に対する国民健康保険税軽減措置の所得判定基準については、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減対象世帯は29万円から29万5千円に、2割軽減対象世帯は53万5千円から54万5千円に引き上げるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 今の町長の説明、なかなか簡単に理解できないのですが、簡単に言って所得税、固定資産、都市計画税の町民負担というのは、変わるのか変わらないのか、税額が低くなるのか、その辺ちょっと教えてください。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 税務課長。

税務課長

(長 野 了 君) 税務課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

条例に係る提案理由でございますので、専門用語等いろいろ入って西田議員おっしゃるとおり分かりにくい部分があったのかなと思います。正確な提案理由をするにはそういった文言になる

ということを御了承いただきたいと思います。

この専決の条例の内容と目的ということだと思いますので、全体を含めて説明させていただきたいと思います。

この措置について、特に森町税条例については、政府で新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置という中での措置になります。

給付金については、この後出る補正予算等の中で説明があると思いますので、そのもう一つの定額減税の一体措置に係る専決の条例はそちらになります。その内容について少し申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、柱としては給付金と定額減税をしますという中でございます。定額減税で町についてどういう措置が必要かといった条例になります。

その定額減税の中でも、所得税からの定額減税をする、これは所得税でございまして国による措置になります。

もう一つの柱の中の個人住民税、森町においては、個人町民税における措置をしていくということでございます。その内容について申し上げます。

2024年、令和6年の所得税及び個人町民税について、納税者及び同一生計配偶者また扶養親族一人につき所得税から3万円、これは所得税なので、国の措置になります。

町の措置とすると、個人町民税所得割額から、均等割ではなく所得割額から1万円の定額減税額が控除されます。

その内容とすると、この条例に書いてあることはそれぞれ条ごとにありますが、今から申し上げる内容を条例に落とすと、こういった森町税条例になりますという内容になっています。

今から申し上げますけれども、この中で同一生計配偶者とは、納税を生計を一にする配偶者で合計所得金額は48万円以下の人が対象になると、扶養親族については納税者と生計を一にする親族で合計所得が48万円以下の人をいいますといったことを整理させ

ていただいております。

例としますと、合計所得金額が1,805万円以下で、同一生計配偶者一人と扶養親族一人の3人世帯の場合についてでございますが、国の所得税となりますが、定額減税額が3万円掛ける3人で9万円、個人町民税所得割の定額減税については、1万円掛ける3人で3万円で、これを合計すると12万円の減税になりますといった内容でございます。

条例の新旧対照表を見ていただくと分かるのですが、個人町民税の減税の仕方でございますけれども、給与所得に係る特別徴収、主に雇われたサラリーマンがそこで町民税を払っていくわけでございますが、その人については、6月分は徴収しない、要はそこで所得割の分を減税することになります。そこで徴収しない分が減税額よりも少ない場合はまだ減税できるので、7月以降その分を均等にして減税していくということになります。

普通徴収、これは事業所得の人、要はサラリーマンではなく個人事業主については、通知が森町から行って、その通知書に基づいて口座振替したり、納めたりする人でございますが、その人については、できるだけ早く効果を出したいということで、第1期の税額から控除していくのですが、その第1期で控除されない部分については、できるだけ早い第2期・第3期の中で控除していくといった措置をこの条例の中で謳ってます。

あとは公的年金ですが、年金の人については、これも特別徴収になりますが、これは10月からやりますということになります。

年金の場合は、年金事務所から手続きがあり、その手続きに時間がかかるこというのと、その前の特別徴収については前年のことでやっておりますので、10月から正しい引き方になるので、10月からやるといった内容のことが森町税条例に落とした表現になっているということでございます。

都市計画税や固定資産税については、評価替えがあります。そうすると、森町の場合は普通の評価が下がる場合が多いのですが、

上がったたり下がったり、大きく変わるところがあるのですが、急に上がったりとか、急に下がったりという場合についても、納税者が困らないように調整処置をしましょうということが謳われている内容になります。

国保につきましては、そこに限度額の調整があるのですが、後期高齢者支援と税額が引き上げになります。これについては、やはり後期高齢者が多くなって、後期高齢者の保険が厳しくなるという中で中間層の負担がこのまま行くと多くなるので、より所得の多い人から少し税額を上げますといった内容の措置になります。

あと29万5,000円というのは、その軽減される人の幅が増えますので、低所得者の人等が困らないような措置をするといった内容の条例になっています。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時38分 ～ 午前10時50分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第44号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第44号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条」における改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2が削られ、令和6年5月27日から施行されることに伴い、本条例においても所要の改正を行い、令和6年5月27日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第8、議案第45号「令和6年度森町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第45号「令和6年度森町一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

ぞれ137,446千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,880,746千円とするものでございます。

今回の補正は、国の令和5年度予備費で措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、給付金・定額減税一体支援枠として措置されました交付金に伴い町が実施する事業費を計上するものでございます。

お配りしました参考資料のイメージ図及び制度概要を御覧ください。

こちらは、令和5年度から取り組んでおります低所得者等への支援と令和6年度の実施を予定しております定額減税及び定額減税しきれないと見込まれる人への給付金についての資料でございます。

こちらの参考資料を用いまして、令和5年度よりの低所得者等の支援について、御説明申し上げます。

まず、イメージ図中段左側の「①令和5年度住民税非課税世帯」を御覧ください。

「①－1令和5年度住民税非課税世帯」につきましては、令和5年度補正予算第3号でお認めいただいた、令和5年度住民税非課税世帯に対する3万円の給付でございます。

次に、その下の「①－2令和5年度住民税非課税世帯（追加給付）」につきましては、令和5年度補正予算（第10号）でお認めいただいた、令和5年度住民税非課税世帯に対する7万円の給付で、①－1と①－2の合計で、令和5年度住民税非課税世帯に対し10万円の給付となるもので、本年3月までに給付を完了しております。

次に、中央の「②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」につきましては、令和5年度補正予算（第11号）でお認めいただいた、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付で、令和6年度に繰り越し、現在、給付を行っているものでございます。

次に、上段「③低所得者の子育て世帯（こども加算）」を御覧ください。

「③－1 令和5年度対象分」につきましては、同じく、令和5年度補正予算（第11号）でお認めいただいた令和5年度住民税非課税世帯、及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する子供一人あたり5万円のこども加算の給付でございます。

こちらの給付につきましても、令和6年度に繰り越し、給付を行うものでございます。

次に、中段下になりますが「④令和6年度新たに住民税非課税等になった世帯」を御覧ください。

こちらにつきましては、今回の補正予算でお願いするものでございますが、「④－1 令和6年度住民税新たな非課税世帯」につきましては、①に該当せず令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯に対する10万円の給付でございます。

また、「④－2 令和6年度住民税新たな均等割のみ課税世帯」につきましては、②に該当せず令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する、10万円の給付でございます。

次に、上段の「③－2 令和6年度対象分」を御覧ください。

こちらにつきましても、今回補正予算をお願いするもので、④の対象となる令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯、及び令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する子供一人あたり5万円のこども加算の給付でございます。

最後に、「⑤定額減税しきれないと見込まれる方（調整給付）」でございますが、こちらにつきましても、今回補正予算をお願いするものでございます。

右側にあります「定額減税」で、住民税所得割と所得税からそれぞれ減税措置が講じられることとなりますが、令和6年度住民税所得割額及び令和6年度分所得税見込額から定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対し、定額減税しきれない分を給付する調整給付でございます。

また、今回の補正ではこの給付事業に加え、令和4年9月に申請がございました、新型コロナウイルスワクチン接種の健康被害について、国より令和6年3月25日付けで認定通知が発出されたため、医療費・医療手当を給付する経費を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項6目物価高騰対応重点支援給付金事業費137,000千円のうち説明欄0001物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯等)事業費10,300千円につきましては、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯、及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するものに加え、18歳以下の子供がいる場合、子供一人当たり5万円を加算して給付するもので、給付対象はそれぞれ、住民税非課税世帯を13世帯、住民税均等割のみ課税世帯を7世帯、こども加算を30人分と見込み、事業費を計上するものでございます。

次に、0002物価高騰対応重点支援給付金(調整給付)事業費126,700千円につきましては、所得税・住民税の定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる納税義務者について、上回ると見込まれる額を給付するもので、給付対象を扶養親族を含めた人数で4,600人と見込み、事業費を計上するものでございます。

4款1項2目予防費446千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の健康被害に係る予防接種健康被害給付金でございます。

令和3年9月の接種による健康被害として国に申請しておりましたが、本年4月に県を通じ、国の認定がされたことから、早期に給付するため予算を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目衛生費国庫負担金446千円につきましては、予防接種健康被害給付費負担金に対する国の負担金で

ございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金128,825千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業費へ充当するものでございます。

20款 1 項 1 目繰越金8,175千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午前 1 1 時 5 分 ～ 午前 1 1 時 1 5 分 休憩 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、町長より提案理由について補足の発言を求められておりますので、これを許します。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 先ほど議案第45号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）」の提案理由の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

参考資料の説明の中で、「⑤定額減税しきれないと見込まれる方（調整給付）」の説明の中で、この対象者につきまして、令和 6 年度住民税所得割額及び令和 6 年度分所得税見込み額から定額減税しきれないと見込まれる納税義務者と申し上げましたけれども、正しくは令和 6 年度住民税所得割額及び令和 6 年分所得税見込み額から定額減税しきれないと見込まれる納税義務者でございます。

訂正をさせていただきます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 7、議案第44号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 森町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例ということで、この改正によってどのような事務がどのように変わるのか説明してください。

議長

(吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

この条例の一部改正に伴って変わることについてはございません。

これについては、法律が改正になりました。その中で法の別表2が削られております。

町の条例はその法律から持ってきておりましたので、別表2という文言が条例に入っていたものですから、それを削ったというものでございます。

この法律改正の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症等によりまして社会における抜本的なデジタル化の必要性が非常に高まってきている中で、法別表2においてマイナンバーカードが使える事務について、その表の中で表示をしておりました。

法律の別表に具体的な事務が書いてあったものですから、その中身を追加するためには法改正が必要であったため、住民のニーズに答えられない、時間がかかるということがありまして、別表2を削りまして、その適用する事務については所管をしております官庁の省令でもって定めると法律が変わりましたことに伴う変更でございますので、町の条例改正に伴って何かが変わるかと言いますと、先ほど答弁させていただいたように具体的には変わりませんが、この法律改正に基づきまして、国民の利便性の向上、それから行政運営の効率化が図られるということになります。

以上です。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 最近、新聞に行政手続きにおいてマイナンバーカードの利用率が非常に低いということが報道されています。

森町において、どのぐらいの利用率があるのか、分かれば。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

条例の一部改正について、先ほど提案させていただいております。

西田議員御質問の町におけるマイナンバーカードの利用率については、現在資料を持ち合わせてございません。以上です。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) それは調査すれば、ある程度分かるものですか。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

担当課に問い合わせる程度の情報は確認できるかと思えます。以上です。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) それは教えてもらえるのでしょうか。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

私から担当課に確認をしまして、どういう形になるか分からないですけども、改めてお示しをさせていただきたいと思えます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいまの資料提供について、議会として必要だということならば議長を通じて要請をしていただければと思います。

議 長 (吉筋恵治 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (吉筋恵治 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (吉筋恵治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第44号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 (吉筋恵治 君) 起立多数です。
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。
日程第8、議案第45号「令和6年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) 川岸です。
この定額減税の方法が非常に分かりにくいところですが、参考資料でいただきましたイメージ図の「⑤定額減税しきれないと見込まれる方」というところがちょっと分かりにくかったので、御説明をいただきたいということと、説明書8ページの健康こども課の予防接種事業の補助金交付金ということで予防接種健康被害給付金、これはどのような内容で申請されて、そこが認定されたというか、その内容について知れるところまで知りたいなと思いました。

議 長
福祉課長

また、今現在、国では、どれくらいの数認定されているのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の一つ目の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算に計上させていただきました3款1項6目事業コード0002物価高騰対応重点支援給付金の調整給付に係る先にお配りさせていただいた参考資料のうち「⑤定額減税しきれないと見込まれる方(調整給付)」の仕組みについて御説明をさせていただきます。

こちらは言葉どおり、先ほど税条例の中でもありましたが、定額減税が行われる中であって、本来減税されるべき額が税額そのものが低いために、減税されるべき住民税の所得割で1万円、それから所得税で3万円という減税額が、税額が低いために、減税しきれない人に対して、こちらは給付という形をとらせていただくような仕組みになっております。

先ほどの条例の説明の中にもありましたが、それぞれの対象が納税義務者とその同一生計の中にある配偶者や扶養者を含めて、一つの係数を掛けていく数になっていきますので、所得税についても、その納税義務者と扶養親族の数に3万円を掛ける。

もう一方で町で課税をしていく個人住民税の所得割についても、納税義務者とその扶養親族の数を合わせたところで1万円を掛けていく。

本来その額が減税されていいはずの額になるのですが、それが税額が低いために減税しきれない人がある程度いらっしゃいますので、そこに対して福祉課では調整給付という形で不足する分について、1万円単位で繰り上げて給付を実施する、その事業に関する予算がこちらで計上させていただいたものになります。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

健康こども
課 長

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

7・8ページ、健康こども課の予防接種事業費予防接種健康被害給付金についてです。

どのような内容で申請され認定されたのかというところと、国の数についてどうかということでございます。

まず一点目の、どのような内容で申請されたのかということでございますが、対象者は一人となっております。

令和3年8月から9月にコロナワクチンの初回接種2回をしておりますが、その後に両膝の痛みとか発熱の症状がありまして、その後医療機関に受診をしたり、入院をしたりということで令和4年9月に予防接種の健康被害救済措置申請と医療費医療手当請求書の提出がございました。

その提出を受けまして、町で10月に森町予防接種健康被害調査委員会を開催しております。

調査委員会では、ワクチン接種後に起こった様々な症状については、ワクチン接種の関連は否定できないという判断で町から県に進達し、県を通じて国に進達して健康被害の認定について、国の疾病障害認定審査会で審査を依頼しております。県の進達が令和4年12月でした。今回、令和6年3月に厚生労働大臣の通知で認定通知が来ております。内容については、そのような形になっております。

もう一点、国の数はどのぐらいかということでございますけども、全国の状況につきましては、厚生労働省のホームページに載っております疾病障害認定審査会というのがございまして、そこで審査結果の資料が掲載されております。

その中から令和6年4月25日現在でございますが、全国で1万949件の進達受理がありまして、そのうち7,117件の認定、1,575件の否認、36件が保留、残りの2,221件が判定待ちとなっているのが状況でございます。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 定額減税しきれない世帯への調整給付については、内容が分かりました。

1 万円単位で繰り上げてということもありがたいと思うのですが、それはいつごろ給付されるのか。他の給付金と同じように、対象の家庭には書類が送られていくのかということが一点。

ちょっと戻りますが、説明書 8 ページの上段の新たな非課税世帯が住民税非課税 13 世帯で、住民税均等割のみが 7 世帯ということで 20 世帯分、子供が 30 人分ということで、これはこの 20 世帯分の中の子供ということなんでしょうか。それが二点目。

三点目が予防接種のお話ですけれども、ワクチンのせいかもしれないしそうでないかもしれない、そのためにその委員会があるとは思いますが、そこら辺の基準が町がどう判断されて調査委員会を開催し、ワクチンが影響してるということを認められた基準というものが何かあったのかということと、また今現在その人がどのような状態になっているかということ伺います。

議 長
福祉課長

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

川岸議員の再質問の一点目について、お答えさせていただきます。

調整給付のスケジュールについてお尋ねかと思いますが、今のところ、こちらの予算がお認めいただきましたら、システム業者と打ち合わせをしながら、システムを稼働させながらということになります。大前提としまして税額が定まらないといけないものですから、令和 6 年度の個人住民税が定まってくるのがおそらく 6 月の最初の営業日でしょうということで国の説明の中でありましたので、6 月 3 日を事務の基準日として進めるように考えております。

そこに様々な情報をシステムで稼働させていただくわけですが、これまでに行ってきた給付と同じように、皆様に書類を発送

させていただき、御確認をいただいて、町からこれこれの内容でいくらを給付させていただきたいがいかがかという投げかけをし、対象者から返事をいただくというような贈与関係を結んで給付をしていく形になっております。

8月上旬には発送、8月下旬から振り込みを開始できるといいなど考えています。

そして最終的なスケジュールですが、国では申請の期限を10月末までと定めるようになっておりますので、そのスケジュールを見込んでやっていきたいと考えております。

また二点目の0001新たな非課税世帯等の給付についてですが、この中で非課税世帯を13世帯と、均等割のみの世帯を7世帯と算出し、こども加算を30人分と見ております。

現在令和5年度の住民税の均等割のみの世帯の給付を実施しておりますが、これに併せて令和5年度住民税非課税世帯、均等割のみ世帯のこども加算も今、進行しているところでございます。

進め方手順については、こちらと同じような形をとっております。

まずは対象となるその年度の個人住民税を見たときに、非課税か均等割のみなのかという条件に合っている世帯を割り出した後、その中に18歳以下の子供がいるかどうか、それがこども加算の対象になるかというように進めていく形になっております。

対象者は国の算定式に合わせて計算しておりますが、このような数字で見込んでおります。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

健康被害の調査委員会の関係、その認めた基準ということですが、調査委員会につきましては、最終的な判定をする、認定をするというところではございません。あくまでも資料を整えて、その情報収集をして行って、もし検査が必要であればそこで意見を

するという形になっております。

今回の調査委員会の中でその資料自体は整っておりました。必要な追加の検査ということはないということで、今回の申請を県を通じて国に上げるかどうかにつきましては、やはりそこでワクチン接種の関係性を全く否定できないというような状況ですので、最終判断は国に任せるということで、そういった基準で審査をしております。

それからその人につきましては、現在はもう治癒されて、特に通院等はされていないと伺っております。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、

議 長

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年5月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時38分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年5月16日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上